

## ○美幌・津別広域事務組合職員の定年等に関する条例

〔平成3年4月1日〕  
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組合構成町条例の準用)

第2条 この条例の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町職員の定年等に関する条例（昭和58年美幌町条例第28号）、津別消防署職員は、津別町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号）を準用する。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。